館山市広告入りおくやみハンドブック無償提供取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、経費の削減及び市民サービスの向上を図るため、広告入りおくやみハンドブックの製作及び無償による提供を受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「広告入りおくやみハンドブック」とは、死亡届に伴う手続の一覧及び各手続の概要を掲載した案内誌であり、事業者の広告が掲載されているものをいう。

（広告掲載の基準）

第３条　広告入りおくやみハンドブックに掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）法令（条例を含む。）等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの

（２）おくやみハンドブックの公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの

（３）公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

（４）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

（５）その他おくやみハンドブックに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

（無償提供者の募集）

第４条　市長は、市ホームページで広告入りおくやみハンドブックの無償による提供をする者（以下「無償提供者」という。）を募集するものとする。

２　募集期間及び提出書類その他必要な事項は、仕様書に定めるものとする。

（無償提供者の決定等）

第５条　市長は、無償提供者の応募があったときは、仕様書で定める選定基準に従い、審査を行い、無償提供者を決定するものとする。

（協定書の締結）

第６条　市長は、無償提供者を決定したときは、広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関して無償提供者と協定を締結するものとする。

（広告入りおくやみハンドブックの協議等）

第７条　無償提供者は、無償提供する広告入りおくやみハンドブックに掲載する広告の広告主、広告内容、色、形状等について事前に市長と協議し、市長の承諾を得なければならない。

２　無償提供者は、作成した広告入りおくやみハンドブックについて、事前に市長の確認を受けた後に、市に納入しなければならない。

（無償提供者の責務）

第８条　無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主又は広告の募集主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

（広告内容等の変更等）

第９条　市長は、第７条第１項の承諾をした後においても、広告主又は広告の内容が法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるときは、広告主又は広告の内容の変更を求めることができる。

２　無償提供者は、前項の規定により当該広告入りおくやみハンドブックの市への提供が不可能となったときは、当該広告入りおくやみハンドブックを回収し、代替のおくやみハンドブックを直ちに市へ無償で提供しなければならない。

３　前２項の規定は、第７条第２項の規定による納入後において、第１項に規定する事由が生じた場合に準用する。

（広告入りおくやみハンドブックが納入できない場合の措置）

第１０条　無償提供者は、市長が指定する期日までに第７条第１項の規定による承諾を受けることができないときは、広告のないおくやみハンドブックを無償で提供しなければならない。

（経費の負担）

第１１条　広告入りおくやみハンドブックの市への提供に要する費用は、無償提供者の負担とする。

（使用期間）

第１２条　広告入りおくやみハンドブックの使用期間は、市長が別に定める期間とする。

（無償提供者の決定の取消し）

第１３条　市長は、無償提供者、広告主及び広告内容が法令等に違反しているとき、そのおそれがあるとき、不正の手段により第６条の協定を締結したとき、同条の協定書に違反したとき及び協定期間中に社会的信用を著しく失墜するような行為をしたときは、無償提供者としての決定を取り消すことができる。

２　無償提供者は、前項の規定により無償提供者としての決定を取り消されたときは、市の事務に支障がないように、広告のないおくやみハンドブックを無償で提供しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、広告入りおくやみハンドブックに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和４年４月２１日より施行する。